奈良市固定資産税・都市計画税納税通知書発送用封筒広告募集要項

奈良市では、財源確保の取組みとして、市の発行する各種印刷物や市の財産への有料広告掲載を実施しています。

この取組みの一つとして、令和９年度固定資産税・都市計画税納税通知書発送用封筒の裏面に広告掲載枠を設けますので、広告を掲載する広告主を募集します。

１　広告媒体

令和９年度固定資産税・都市計画税納税通知書発送用封筒

※納税通知書【緑色】及び納税通知書（共有物件）【紫色】の送付に使用します。

２　広告掲載位置及び規格等

別紙１「広告掲載仕様書」及び別紙２「奈良市固定資産税・都市計画税納税通知書発送用封筒イメージ図」のとおり

３　封筒使用期間

令和９年４月～令和１０年３月

４　発送時期及び予定件数

令和９年４月上旬	約１５０，５００件	（納税通知書　約137,000件、納税通知書(共有物件) 約13,500件）
令和９年４月中旬～令和１０年３月末日	約２，０００件	（納税通知書）
年間合計	約１５２，５００件	

※発送予定件数は、令和７年度の実績を基にしていますので、変動する場合があります。

５　発送対象者

令和９年度固定資産税・都市計画税納税義務者

６　発送地域及び方法

発送地域　奈良市内：約８５％　奈良市外：約１５％

方法　郵送による。

７　最低募集価格

７９，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

８　募集期間

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月２０日（金）午後５時（必着）まで

９　募集対象

事業者（広告代理店を含む。）

１０　申込方法

募集期間中に別紙「奈良市印刷物広告掲載申込書（様式第１号）」及び「同意書」に必要事項を記入し、添付書類（広告図案（イメージ）又は広告原稿）を添えて、郵便、信書便又は持参により申し込んでください。(郵便又は信書便の場合は、封筒に朱書きで「広告掲載申込」と記載してください。)

広告代理店による申込みの場合は、広告主と広告代理店両者の同意書を提出してください。

「奈良市印刷物広告掲載申込書（様式第１号）」及び「同意書」は、奈良市ホームページ（http://www.city.nara.lg.jp/）からダウンロードすることもできます。

申込先については、次のとおりです。

〒６３０－８５８０　奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市役所　総務部資産税課（東棟２階）

※持参の場合は、奈良市役所の閉庁日（土、日、休日）を除く各日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）に提出してください。

１１　応募資格及び掲載基準

奈良市税を滞納している事業者には、広告枠を提供できません。なお、広告内容により掲載できないものがあります。詳しくは、「奈良市広告掲載要綱」「奈良市広告掲載基準」をご覧ください。

１２　広告主の決定、入稿及び広告掲載料の納付について

申込みのあった広告掲載料の高い事業者から順に、広告内容を審査の上、令和８年１２月１日（火）までに決定する予定です。申込金額が同額の場合は、抽選とします。

広告主に決定した事業者へ、印刷物広告掲載決定通知書と広告掲載料納入書を送付します。

広告原稿は、完全データ入稿とし、出力見本一部を添えて、ＣＤ－Ｒ等の電子媒体にて提出してください。

入稿締切りは、令和８年１２月１０日（木）を予定しています。

広告掲載料は、原稿入稿日までに必ず納付してください。

１３　応募上の注意事項

申込みにあたっては、「奈良市広告掲載要綱」「奈良市広告掲載基準」「奈良市印刷物広告掲載実施要領」を遵守してください。

１４　その他

一度掲載された広告の内容を広告主の都合で変更することはできません。

広告付き封筒使用期間中に、広告主の責めに帰すべき事由により封筒を使用できなくなったときは、広告掲載料を返金しないほか、封筒の再作成等に要する費用を請求する場合があります。

１５　問い合わせ先

奈良市総務部資産税課償却資産係　　担当：若﨑
Ｔ Ｅ Ｌ：０７４２－３４－４９６１（ダイヤルイン）
E-mail：shisanzei@city.nara.lg.jp

〔別紙１〕

広告掲載仕様書　（資産税課）

封筒規格	約縦１２０㎜×約横２３５㎜　窓あき封筒
広告掲載位置	縦６０㎜×横８０㎜　封筒裏面（市が指定する位置）
広告の色	納税通知書　　：封筒表面の印刷と同じ　単色（緑色） 納税通知書（共有物件）：封筒表面の印刷と同じ　単色（紫色）
広告の作成	掲載サイズ内で広告主が作成すること。 広告の作成にはイラストレーターを使用し、作成したデータ（緑色と紫色の２種類）はアウトライン化を行うこと。 なお、広告枠内に、縦５㎜×横１０㎜程度の大きさで「広告」と表示すること。
備考	広告枠外に、「この広告は、封筒の紙面を有効活用することで市の財源を確保し、サービスの向上及び地域経済の活性化を図るための奈良市の取組みです。広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。（広告主と奈良市固定資産税・都市計画税課税業務とは直接関係ありません。）」の文言が入ります。

〔別紙２〕

奈良市固定資産税・都市計画税納税通知書発送用封筒
イメージ図

